

資機材等の浸出液に関する基準項目と基準値（水道施設の技術的基準を定める省令別表第2より）

事項		基準
1	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.0003mg/l以下
2	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.00005mg/l以下
3	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.001mg/l以下
4	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.001mg/l以下
5	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.001mg/l以下
6	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.002mg/l以下
7	亜硝酸態窒素	0.004mg/l以下
8	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.001mg/l以下
9	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.0mg/l以下
10	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.08mg/l以下
11	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、0.1mg/l以下
12	四塩化炭素	0.0002mg/l以下
13	一・四―ジオキサン	0.005mg/l以下
14	シス―・二―ジクロロエチレン及び トランス―・二―ジクロロエチレン	0.004mg/l以下
15	ジクロロメタン	0.002mg/l以下
16	テトラクロロエチレン	0.001mg/l以下
17	トリクロロエチレン	0.001mg/l以下
18	ベンゼン	0.001mg/l以下
19	ホルムアルデヒド	0.008mg/l以下
20	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、0.1mg/l以下
21	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.02mg/l以下
22	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.03mg/l以下
23	銅及びその化合物	銅の量に関して、0.1mg/l以下
24	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、20mg/l以下
25	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.005mg/l以下
26	塩化物イオン	20mg/l以下
27	蒸発残留物	50mg/l以下
28	陰イオン界面活性剤	0.02mg/l以下
29	非イオン界面活性剤	0.005mg/l以下
30	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.0005mg/l以下
31	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5mg/l以下
32	味	異常でないこと
33	臭気	異常でないこと
34	色度	0.5度以下
35	濁度	0.2度以下
36	一・二―ジクロロエタン	0.0004mg/l以下
37	アミン類	トリエチレンテトラミンとして、0.01mg/l以下
38	エピクロロヒドリン	0.01mg/l以下
39	酢酸ビニル	0.01mg/l以下
40	N・N―ジメチルアニリン	0.01mg/l以下
41	スチレン	0.002mg/l以下
42	二・四―トルエンジアミン	0.002mg/l以下
43	二・六―トルエンジアミン	0.001mg/l以下
44	一・二―ブタジエン	0.001mg/l以下
45	一・三―ブタジエン	0.001mg/l以下